

国住指第 2350 号  
平成 30 年 10 月 29 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正について（技術的助言）

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 1214 号）は、平成 30 年 10 月 29 日に公布され、公布の日から起算して 3 月を経過した日（平成 31 年 1 月 29 日）に施行されることとなった。

については、改正後の当該告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

- 1 建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録については、次の表の左欄に掲げる各別表における中欄の項目に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる法令による点検等の記録とすること。

| 別表                   | 項目  | 建築基準法令以外の法令                            |
|----------------------|---|--|
| 別表第一<br>(換気設備)       | 1 項(四)及び(十三)  | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号) |
| 別表第二<br>(排煙設備)       | 1 項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2 項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3 項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに 4 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで | 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)                  |
|                      | 4 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで  | 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)                |
| 別表第三<br>(非常用の照明装置)   | 5 項(二)から(六)まで並びに 6 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで   | 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)                  |
|                      | 6 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで  | 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)                |
| 別表第四<br>(給水設備及び排水設備) | 1 項(二)、2 項(二)、(三)及び(七)並びに 3 項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)   | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号) |

2 前回の検査後に別表第一及び別表第四に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録、又は前回の検査後に別表第一から別表第四までに掲げる検査について建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認する場合においては、当該建築設備の実態や他の項目等の結果を適切に把握した上で判断すること。

また、当該記録において、何らかの指摘事項がある場合は、定期検査時にも改めて検査すること。

3 別表第二第 1 項の検査事項に(四十九)「給気送風機の給気風量」を追加したため、遺漏のないよう留意すること。